

令和7年度 静岡県立工科短期大学校広報ツール製作活用業務委託仕様書

1 事業の目的

本校の魅力・活動等を情報発信する総合的な案内ツールを製作し、入校者確保に向けた広報活動を実施する。対象に的確に届き、かつ3年程度で陳腐化しない内容とする。業務を通し、関係者すべてがわくわく感を持ち、良好な関係を構築するとともに、組織と職員の資質向上を図る。

2 業務の内容及び求める水準

(1)業務の内容

- ・統一性のある画像等デザインにより冊子、ポスター、チラシ(広報ツール)を製作
- ・現行同等以上の訴求力を担保すれば、想定した仕様にとられない表現方法その他目的を達成する提案を拒まない(選定時に加点)
- ・年1回発行(次年度スタート時配布用、2月納品)、以降複数年活用(増版対応等)

広報ツール	想定仕様 (画像用意、デザイン、印刷納品含む)	主な対象者
冊子 5,000 部	A4 版左開け横書き両面カラー12P 以上 (現行 28P)	高校3年生 高校・学校関係者
ポスター500 部	B3 版片面カラー四つ折り	高校3年生 高校・学校関係者
チラシ 5,000 部	A4 版両面カラー	高校3年生 保護者等
その他	効果的な製作活用の自由提案 (コラボ、メディアクロス等)	高校3年生 高校・学校関係者

(2)求める水準

- ・他教育機関が製作する広報ツールと同等以上の質と量に加え、新規・独自性による差別化
- ・冊子 12P は最小限、効果的な量と質(多ければいいわけでもなく、少なく薄い内容なら不可)
- ・紙媒体特性を他媒体で補完する SNS 活用、ガイダンス参加等体感など効果的手法を期待

3 留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり、県と詳細にわたり打ち合わせを行うこと。
- (2) 受託者は、作業状況等を正確に把握するとともに、必要に応じて県に報告を行うこと。

4 受託者の責務

- (1) 受託者は、不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を県へ連絡し、その指示に従うものとする。

- (2) 受託者は、業務の過程において県から指示された事案については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (3) 受託者は、本業務に関連した個人情報等の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 受託者は業務内容に予測しない変更が生じた場合は、県と協議の上、これを解決するものとする。

5 著作権等

- (1) 第三者が権利を有する著作物(写真、音楽等)を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する一切の受託者において行うものとする。
- (2) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (3) 委託事業により作成した制作物などの著作権は全て、県に帰属するものとし、県及び県が指定するものが修正等を行う場合には著作者人格権を行使しないこと。

6 秘密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩を防ぎ、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁財等の措置はすべて受託者が負担すること。
- (3) この項目について受託者は、契約期間の終了後においても同様とする。

7 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、速やかに県の指示を受けること。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項について協議の上決定するものとする。

様式第1号

業務完了報告書

1 業務の名称

令和7年度 静岡県立工科短期大学校広報ツール製作活用業務委託

2 業務期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 業務完了年月日

年 月 日

4 特記事項

上記のとおり業務を完了したので報告します。

年 月 日

静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス
副校長兼キャンパス長 岩崎 正 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印